

# 様々な人権問題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。

人権問題をひきおこすパワハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラなどのハラスメントやストーカー問題、その他にも外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたっています。

また、平成二十八年(二〇一六年)六月に施行された通称ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が、特定の民族や国籍の人を排斥しようとする差別的言動の解消のための法律であるため、外国人への差別的言動と思われるがちですが、ヘイトスピーチはこれまでにあげてきた全ての人権問題にかつてくるものであるということ認識しなければなりません。

さらには、働く人たちのハラスメント問題増加に対応するため、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワーハラスメント対策が令和二年(二〇二〇年)から、一定規模の中小企業主は令和四年(二〇二二年)四月から義務化されました。

これまでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や、国や事業主及び労働者の責務が明確化されるなど防止対策の強化が図られています。

これらの人権問題について、私たちは正しく理解し、認識し、差別や偏見の解消に努めることが必要です。このようなことから、これまで述べてきた十九の人権問題のみならず、様々な人権問題について教育・啓発の取組が必要です。

## モラハラ(モラル・ハラスメント)

肉体的ではなく、言葉や態度等によつて精神的に継続的でないやがらせを行うこと

## アカハラ(アカデミック・ハラスメント)

大学教授がその立場を利用して学生に対して行ついやがらせ

## ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康(障がい)など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと

## SDGsと人権

あなたはSDGs(エスディーゼー)を知っていますか。SDGsとは「持続可能な開発目標」という英語の略称です。

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された世界のすべての人が幸せになるためにみんなで取り組む一七の目標のことです。これらの目標は人権尊重の考えに基づいて設定されています。熊本市は、令和元年(2019年)に国から「SDGs未来都市」に選定されました。私たちもこのまちの一員として、すべての人々の人権を守るために支え合い、持続可能なまちづくりに参加していきましょつ。

